

平成27年 5月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年 5月19日〔火曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階議会棟 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

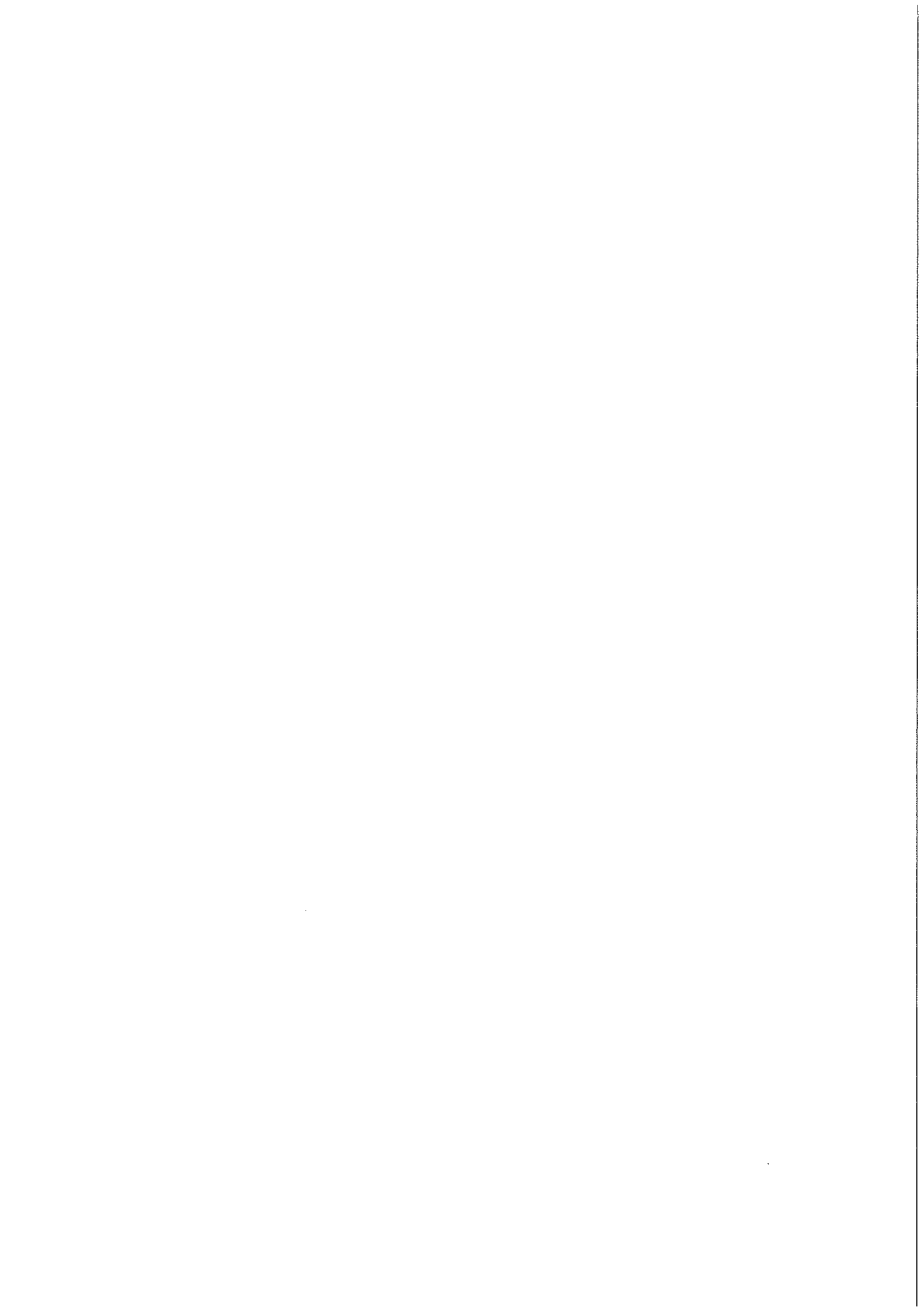
会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 あっせんについて
議案第5号 荒廃農地の非農地の判断について
議案第6号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



○局長

おはようございます。

ただいまから5月定例総会を開催したいと思います。総会に先立ち、会長に挨拶をお願いしまして、そのあと引き続き議事の進行をお願いいたします。

○会長

おはようございます。

5月に入りまして、春らしい穏やかな天気が続いていましたけれども、今月早々に台風6号が通過をし、7号の方も発生して、この7号は何とかちよつと早目にそれそうで、安心をしておりますけれども、農家におきましては、キビの管理作業、また、芋の作付が、今、最盛期かと思っておりますけれども、天候不順でなかなか作業が進まないというのが実情かと思っております。

雨が降って住吉の方で、畑の陥没があったようで、降るところはかなりまとまった雨が降っているようでございます。

昨年のような大きな被害にならないように、願うところであります。

また、私ごとですけれども、明日、鹿児島の方に局長と一緒に会議がありまして、上ってきます。

改正農業委員会法の説明会等ということで、ちょっと難しい課題ですが、将来の農業委員会のあり方についても、注視するところでありまして、委員の皆様にも、次回の定例総会の折に報告ができるかと考えております。

また、だんだん暑くなりますので、委員の皆様におかれましても、くれぐれも体調管理には気をつけ、日々の活動に御尽力をいただきたいと思っております。

また先ほども言いましたように、市内各地で非常に水害が発生しているようで、皆さんの現地パトロールの際は、気がけていただきたいと思っております。

○議長

それでは、5月の定例総会を開催いたします。

初めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。

議事録署名委員には、13番古田委員と、14番白河委員を指名します。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は1ページです。今月は所有権移転2件の申請がありました。

1番です。国上野木平地区です。台帳地目山林、現況地目畑の1筆で、面積2,549平米を売買により所有権移転するものです。

2番です。安納大平地区です。台帳現況地目が畑の1筆で、面積2,851平米を贈与により所有権移転するものです。

以上、本件1番から2番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から報告がありました。

続きまして担当委員の説明をお願いします。

○8番委員

8番です。番号1について説明します。

この土地は桜園の5年前に基盤整備した土地でありまして、基盤整備後に、譲受人が譲渡人より売買したということですが、まだ名義が変わってなかったということです。もともとは、竹林だったところを3枚に造成しまして、その真ん中の畑です。現在、安納芋を植える準備をしていました。譲受人には電話で、譲渡人には現地を案内してもらい、聞き取り調査を行いました。何ら問題はないと思います。

よろしくをお願いします。

○9番委員

はい、9番です。番号2につきまして調査の説明をいたします。

譲渡人、譲受人は、兄弟関係にありまして、この申請地の場所は安納の入り口の県道沿いにある農地です。現地を確認しましたところ、現在、安納芋を植えつけておりました。譲渡人、譲受人双方確認いたしました。間違いございませんでした。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。議案第1号について質疑のある方は挙手をお願いします。

○議長

はい、異議なしの声がありました。それでは採決をいたします。

議案第1号の1番、2番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

○議長

全員の賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の1番、2番については原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は2ページです。今月は農業用施設1件の申請がありました。

1番です。申請地は古田十三番地区の土地2筆で、台帳現況地目畑、合計面積6,896平米であります。申請理由としましては、近年さとうきび梢頭部除去作業員が不足している中、さとうきび精脱葉施設を導入することで労働力不足を補い、さとうきびの安定生産体制を強化するためです。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、農地規模が10ヘクタール未満で、500メートル以内に公共施設が存在せず、住宅が連たんする区域に近接せず、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断されます。

周辺は北側に山林、西側に道路、東側と南側に畑がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。また、残高証明書・補助金交付決定通知書・融資証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われま

す。なお、この土地については譲渡人の夫の名義となっており、相続登記がまだ完了していませんが、遺産分割協議書等の書類のやり取り中であり、今週中に相続登記手続きが完了する予定です。

以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

今月は農地法第5条の規定による許可申請については、1件です。

なお、申請書にある譲受人については、13番委員がこの法人の構成員であるため、農業委員会法第24条の議事参与の制限に該当するということで、審議の間、13番委員の退室をお願いします。

これについては昨日、現地調査が行われております。雨の降る中、調査員の方はお疲れさまでした。

それでは、調査委員長の報告をお願いします。

○7番委員

7番です。昨日18日、8番委員と私、担当委員と事務局で、現地案内人立会いのもと、現地調査をいたしましたので御報告いたします。

年々さとうきびの収穫時での人手不足の中、早く西之表も精脱用施設を導入しようということは、農業委員会総会でも、きびの会長より話もあるところであります。

申請地は、十三番の公民館より空港に向かいまして、某建設会社、プラント手前の畑の2筆です。現在は、2筆を一枚としております。六反八畝ほどあろうかと思えます。周りは山に囲まれ、農振地域外、事務局よりも、ただいま説明がありました。10ヘクタール以上の広がりがない2種農地だと思います。

現在、きびを作付けしてはありますが、きびの葉の方もシカの被害にあいまして、シカの被害の多いところだと感じる場所です。

この施設ができますと、西之表市のきびの3分の1の処理能力を持つと言われております。また、現地案内人の方から話も聞いたところでありまして、雇用の方も三十名程度年間通じて雇用したいと考えているようです。地域振興、農業振興のためにも、許可ということで意見の一致をいたしました。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、続いて担当委員の報告をお願いします。

○6番委員

はい、6番です。昨日現地調査をしてまいりました。

調査委員長からの報告のとおりであります。西之表市のこれからのさとうきび農家の発展のために大いに貢献するのではないかとこのように期待をされる場所です。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局、調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。

これについて質問のある方は、挙手をお願いします。

○12番委員

はい、12番です。この案件は、以前にもあったように思いますが、以前の土地とは違う場所になってるのでしょうか。

○事務局

以前というのは、話に出ていただけで、正式に申請は出されてなかったんですけど、以前の予定地は、十六番のちょっと手前から万波の方に向かう道の右手の方の場所を予定してました。しかし、そちらの方が、相続登記が困難な農地で、転用が不可能であるという判断に至り、4月下旬ごろから、転用地の変更という計画を立て、今回の申請の場所に変更になったという経緯があります。

○議長

他にありませんか。それでは、ないようですので採決をいたします。

議案第2号の1番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の1番については原案どおり許可することに決定し、県の常任議員会議に諮問をいたします。

13番委員の入室をお願いします。

○議長

それでは、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題とします。

○事務局

議案第3号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は3ページです。

まず初めに資料の訂正をお願いいたします。調査委員名の3番目に岩元委員と記載してありますが、正しくは石寺委員ですので訂正をお願いします。大変失礼いたしました。

1番です。下西池野地区です。台帳地目は畑ですが、昭和49年頃から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準2に該当します。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

これにつきましても昨日、現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○7番委員

はい、7番です。申請地は、池野です。

以前宿泊所がありましたが、宿泊所の西側周辺の集落内の場所です。

一反程の土地です。40年ほど前より耕作せず、現在宅地で、家が2件建てております。非農地証明交付基準の2に該当すると思われまので、許可することといたしました。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

続いて、担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

はい、5番です。ただいま、調査委員長の説明のとおり、交付基準に則っておりますので、何ら問題はないと思います。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

只今、事務局並びに調査委員長、担当委員の方から説明がありました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

はい、異議なしの声がありました。

○議長

それでは採決をいたします。

議案第3号非農地願いの1番について非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第3号非農地証明願いの1番については、非農地として承認することにいたします。

○議長

続きまして議案第4号、「あっせんについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「あっせんについて」を説明いたします。資料は4ページです。

今月のあっせん申出は「貸したい」の申し出が1件です。

場所は下西鞍勇地区の農振農用地区域外の畑1筆で、面積3,666平米であります。実面積は40aほどです。現在3年きびと芋を耕作中ですが、もうすぐ収穫が終わる予定ですので、収穫後に耕作する方を探してほしいとのことです。シカ柵もしており、そのまま貸してもいいのですが、使用済み廃プラ等は絶対に山に捨てないでほしいとのことでした。

あっせん委員は5番石寺委員と、場所が古田上之町地区に近い6番岩元委員をお願いします。以上です。

○議長

今月は、「貸したい」の申し出が1件ありました。

これについて、何か質疑のある方はお願いします。

○議長

異議なしとの声がありました。

それでは、「あっせん委員」になられた方はよろしくをお願いします。

○議長

続きまして議案第5号、「荒廃農地の非農地判断について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「荒廃農地の非農地の判断について」です。資料は5ページから10ページです。

今月は100筆、合計面積83,206平米を提案させていただいております。

非農地通知の交付には現況地目を記入しなければならないことから、担当委員の報告では何番から何番まで、現況地目は何であるかをご報告ください。

以上です。

○議長

それでは、担当委員の説明をお願いします。

○14番委員

14番です。よろしくお願いします。

議案第5号について、5月13日から17日の間に、現地調査を行っております。

番号1番・2番は山林、3番が原野、4番から11番までが山林、12番から36番までが原野、37番が山林、38番が原野、39番から46番までが山林、47番が原野、48番が山林、49番から51番までが原野で、52番が山林、53番が原野、54番が山林、55番が原野、56番から60番までが山林、61番から69番までが原野、70番から75番までが山林、76番が原野、77番・78番が山林、79番から82番までが原野、83番が山林、84番から87番までが原野、88番から91番までが山林、92番が原野、93番から98番までが山林、99番が原野、100番が山林、以上です。

ほとんどのところが、浦田海水浴場の奥の展望台とか、それから、国上久保田地域、喜志鹿崎方面になります。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。筆数が多く、大変だったと思います。ありがとうございました。

今、担当委員、事務局の方から説明がありましたが、何か質疑のある方は、挙手をお願いします。

よろしいですか。

○議長

それでは、ないようですので、ただいまの報告のとおり決してよいか、承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第5号については、委員報告のとおり、非農地として承認し、所有者に非農地通知を発行いたします。

○議長

続きまして議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

申請後に面積の誤りが発覚したものが1件あり、総括表の面積等に変更が生じているため、本日委員の皆さまにお配りしている差し替え後の資料をご覧ください。

まず、利用権の設定を説明いたします。1-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成27年11月1日から平成30年10月31日の3年間、地目畑、面積1,874平米、内更新分1,874平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成27年6月1日から平成31年1月31日の3年7か月間、地目畑、面積12,788平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

これにつきましては、平成25年2月1日から平成31年1月31日の6年間、農地集積円滑化団体である法人が借り受けをしており、今現在営農大学校生の研修圃場として耕作をしておりますが、残りの期間を借人に対して転貸しようとするものです。

3段目です。期間が平成27年6月1日から平成32年5月31日の5年間、地目畑、面積9,824平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については1-2ページを、詳細については1-3ページから1-9ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。今月は1件の申請でした。2-1ページをお開き下さい。

平成27年5月26日に所有権を移転するものです。畑が1筆の452平米を所有権移転するものです。所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳については2-2ページを、詳細については2-3ページから2-5ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。

初めに、利用権の設定について審議いたします。

整理番号1番から4番について、担当委員の報告をお願いします。

○1番委員

はい、一番です。整理番号1番について報告をいたします。

貸人については電話で確認をしました。借人については、5月14日現地調査を行いまして、現地はサトウキビを植えておりました。

場所は、上能野から古田の方に上がっていくところの途中から入った、基盤整備が実施をされている土地でございました。

更新でありまして、申請どおり間違いありませんでした。

○5番委員

はい、5番です。番号2番について説明いたします。

5月16日、借り人と立ち会いのもと、現地調査を行いました。

借り人は、沖ヶ浜田在住の担い手農家でございます。字が4カ所に分かれております。字樵谷は、台帳3筆ですが、現況は一枚、字屋敷内も台帳4筆ですが、現況は1枚です。

全体の面積が9,824平米ですが、現在、全部の面積に法人が球根を栽培しております。その収穫後を借り受け、安納芋を栽培したいとのことでございます。なお、貸し人とは自宅を訪問し、確認をとっております。

○11番員

11番です。3番と4番について説明します。

14日に借り人と現地調査をいたしました。

安城の畑で、農業生産法人の方との新規の契約です。畑には既に安納芋を作付けしてありました。貸人の方とは電話で確認をしております。

○議長

はい、ありがとうございました。今、説明のあったとおりです。

質問のある方、挙手でお願いします。

はい、異議なしの声がありました。

○議長

それでは採決をいたします。

利用権の設定、1番から4番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、利用権の設定、1番から4番については、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、所有権の移転、整理番号1番につきまして審議をいたします。

なお、これにつきましては、8番委員が所有権の移転を受ける者となっております。

このことについては、農業委員会法第24条の議事参与の制限に該当するということで、審議の間8番委員の退室をお願いします。

○議長

それでは、この整理番号1番については、私が担当しましたので説明をいたします。

12日に調査をいたしました。この件は、今の8番委員のお父さんの代に開いた畑を購入しまして、その開いた人が間違っって人の畑まで開いたということで、そのまま本人は購入していましたが、調べてみたらそこに、他人の畑が入っているということが判明し、今回8番委員が現状のままでは問題があるとして、当事者と話をして再度金銭で購入したということです。

これにつきまして、相手方と電話で確認をし、内容及び価格についても間違いはないということでした。以上です。

○議長

質問のある方は、挙手をお願いします。

○2番委員

2番です。いいですか。

価格は、この452平米で、全体の価格ですか。

○議長

その452平米だけが他の人の畑で、ここだけを買取ったということです。

○2番委員

はい、解りました。ありがとうございます。

○議長

はい、他にないですか。

ないようですのでそれでは採決をいたします。

所有権の移転1番について、原案どおり承認することに挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、全員の賛成ですので、所有権の移転、1番について、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

8番委員の入室をお願いします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

平成27年5月19日

会 長 脇 田 峰 生 

13番委員 古田 洋美 

14番委員 白河 澄雄 